山武市空家等対策協議会議事録（令和元年度第１回）

日　時	令和元年８月 22 日（木）　13：30～14：50
場　所	山武市役所新館３階　第４会議室
出席者	（市長）松下　浩明 （委員）森永　良丙（千葉大学大学院工学研究院　准教授） 遠藤　博　（司法書士） 小安　芳彦（千葉県宅地建物取引業協会　九十九里支部幹事） 椎名　義信（千葉県建築士会　山武支部長） 小川　善郎（山武市議会議員） 加藤　忠勝（山武市議会議員） 濵岡　秀明（山武警察署　生活安全課長） 内山　真司（山武郡市広域行政組合消防本部　予防課長） 堀江　政司（千葉県山武土木事務所　建築宅地課長） 海保　幹夫（本須賀第２区　区長） 清水　吉美（浅間台区　区長） （委員総数 12 名のうち出席委員数 11 名）
発言者	議事要旨
	【会議次第】 1.開　会 2.挨　拶 3.議　事 (1)条例の制定について (2)啓発パンフレットの配布について (3)相談会の実施について (4)管理不全の空家について (5)その他 4.空家現地確認 5.閉　会 **【開催結果概要】** **■議事** <u>議事１　条例の制定について</u> ・事務局報告内容のとおり承認 <u>議事２　啓発パンフレットの配布について</u> ・事務局報告内容のとおり承認 <u>議事３　相談会の実施について</u> ・事務局案のとおり承認

	議事４　管理不全の空家について ・事務局案のとおり承認 議事５　その他 ・次回協議会開催予定日及び特定空家の認定スケジュールについて説明 **【主な意見・質疑応答等】** （議事１　条例の制定について）
委員Ａ	○第５条市民の責務の中で、「空家等を発見したときは速やかにその情報を市に提供するよう努める」とあるが、市民は、空家かどうかの判断が難しい。実体把握も含めて報告するのか。
事務局	●実態把握ではなく、通報の意味合いが強い。異臭がする、木が生い茂っているというようなご意見、情報提供をいただきたいと考えている。
委員Ｂ	○条例の交付はいつ頃を予定しているのか。
事務局	●令和元年９月 25 日を予定している。
	（議事２　啓発パンフレットの配布について）
委員Ｂ	○啓発パンフレットは市で独自に作成するのか。
事務局	●市で独自に作成する物ではなく、（一社）千葉県宅地建物取引業協会が作成した「空き家ガイドブック」を活用することを考えている。
委員Ｂ	○「空き家ガイドブック」に掲載されている内容は、状態の良い空家を対象としている。崩壊の危険性が高い空家に対してどのようにアプローチすればよいか分からないと思われるが。
事務局	●利活用可能な空家に対しては「空き家ガイドブック」を活用するが、適正に管理されていない空家に対しては、市で独自にパンフレットを作成し配布する予定。
会長	○啓発には「所有者に対する啓発」と「近隣住民が空家を見つけた場合のアプローチの仕方に関する啓発」の２種類に分けられる。どちらかというと後者の啓発が重要と考えるが、市の考えはどうか。
事務局	●これまでは「所有者に対する啓発」を主に進めてきたが、今後は「近隣

	住民に対する啓発」も検討していきたい。 （議事３　相談会の実施について）
委員Ｃ	○横須賀市の事例では先着９組となっているが、どれくらいの参加があったのか
事務局	●横須賀市で開催された相談会の参加人数は把握できていないが、事例として横浜市で開催された相談会では 40 件ほど相談があった。開催に際しては、参加者を待つだけでなく積極的な PR に努めていく。
	（議事４　管理不全の空家について）
委員Ａ	○所有者や管理者が分からない物件はあるのか。
事務局	●所有者等が特定できない空家は存在する。基本的には固定資産税の情報から所有者等を特定しているが、登記されていない物件や非常に古い物件で税金が賦課されていない物件になると所有者特定が困難となる。実態調査で抽出された 681 件の空家所有者に対しアンケート調査を送付したが、101 件は所有者に届いていない
	（議事５　その他）
委員Ｃ	○特定空家認定までのおおよそのスケジュールを知りたい。
事務局	●令和２年２月に特定空家の認定を予定している。認定後は助言・指導・勧告・命令と進み、代執行までには２年から２年半ほど時間を要すると考えている。
会長	○空家対策については中長期的なビジョンを検討しつつ、本協議会の運用の中でＰＤＣＡサイクルを回していく必要があると考えている。 以　上